

## マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉4丁目30番8号 小林会計事務所

### 印紙税に関するQ&A

マル得ニュース12月号でお伝えしました通り、平成26年4月1日以降、「領収書」等に係る印紙税の非課税範囲が現行の3万円未満から5万円未満に拡大されます。消費税率改正の陰に隠れ世間の認知度の低さが伺えますので、過大納付とならない様注意が必要です。また、領収書の印紙税に関してお客様から頂いたご質問をQ&A方式でまとめてみたので、この機会に合わせてご確認ください。

Q. クレジットカード利用の際に発行する領収書に印紙は必要ですか？

A. 不要です。金銭又は有価証券の受取事実を証明する文書に課税されるものであって、クレジットカードによる支払はこれに該当しません。ただし、領収書に「クレジットカード利用」が明記されている必要があります。

Q. 相殺取引の際に発行する領収書に印紙は必要ですか？

A. 不要です。こちらも上記と同じ理由で課税文書には該当しません。ただし、同じく領収書に「相殺」の取引である事が明記されてなくてはいけません。

Q. 印紙を貼り忘れたたらどうなりますか？

A. 課税文書に印紙を貼らなかったり、金額が不足していたりした事が発覚した場合、本来の印紙税額の3倍の過怠税を納めることとなります。ただし、自分で誤りに気付いて申告した場合の過怠税は、本来の印紙税額の1.1倍に減免されます。なお、過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費には算入されませんのでご注意ください。

Q. 課税文書印紙は貼っているが、消印をしていない場合はどうなりますか？

A. 印紙税は、課税文書の作成者が印紙を貼り、印章または署名で消印することで納付となります。もし消印を忘れた場合は、印紙の額面金額に相当する過怠税を納める事になります。

Q. 印紙を間違って貼ってしまった場合はどうなりますか？

A. 収入印紙の金額が多すぎた、貼らなくて良い文書に貼ってしまった、貼付した文書を使用しなかった等、誤って納めた印紙税は、所轄税務署長に「印紙税過誤納確認申請書」を提出する事で、還付を受けられる場合があります。

小林流月次決算で業績5%アップ！ TEL 028-660-8411 FAX 028-660-8455

URL <http://www.kobayashi-kaikei.jp> ご連絡ください（担当：増渕）